

議 案 第 14 号

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年6月27日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国家公務員から引き続いて副市長になった者の退職手当の支給について、規定の整備を行うため。

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条の3中「前条」を「前2条」に改め、「（昭和28年松戸市条例第13号）」を削り、同条を第6条の4とする。

第6条の2の次に次の1条を加える。

第6条の3 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する者をいう。以下この条において同じ。）であつた者が、退職手当の支給を受けることなく引き続いて副市長となつた場合は、その者の同法の規定による国家公務員としての引き続いた在職期間は、副市長としての在職期間に通算する。

2 前項に規定する者の退職手当の額は、前条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 副市長となつた日から退職した日までの在職月数及び退職した日の属する月の給料月額を基礎として、前条第2項及び第3項の規定の例により計算した額

(2) 前項の規定により副市長としての在職期間に通算される国家公務員としての在職期間及び国家公務員としての退職の日に受けていた俸給月額（当該俸給月額に改定があつた場合は、副市長を退職した日における改定後の俸給月額）に相当する額を基礎として、松戸市職員退職手当支給条例（昭和28年松戸市条例第13号）の規定の例により計算した額

3 第1項の場合において、副市長が退職の日又はその翌日に再び副市長になつたときは、引き続いて在職したものとみなし、当該退職に係る退職手当は、支給しない。

4 第1項の場合において、副市長が退職した場合に、その者が引き続いて国家公務員となつたときは、この条例による退職手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。